

## 取引資格追加手続きの届出制への変更等について

2021年9月24日  
株式会社東京商品取引所

### I. 趣旨

当社は、デリバティブ市場の利便性向上等を図る観点から、取引参加者の取引資格追加手続きの届出制への変更及び原油・石油製品先物取引の取引制度の一部見直しを行います。

### II. 概要

項目	内容	備考
1. 取引資格の追加手続きの届出制への変更	<ul style="list-style-type: none"><li>取引参加者が、同一市場内又は異なる市場の上場商品に関する取引資格を追加取得する場合の手続きを届出制に変更します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>エネルギー市場と中京石油市場の2市場あります。</li><li>現在は、取引参加者が取引資格を追加取得する際は、その都度申請し、当社において審査を行います。</li></ul>
2. E F F (Exchange of Futures for Futures) 取引の廃止	<ul style="list-style-type: none"><li>石油スワップの上場廃止(本年4月)等により現状においてE F F取引のニーズが確認できないことから、E F F取引を廃止します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>E F F取引は石油スワップ上場時(2017年5月)に導入したものです。</li></ul>
3. 立会の一時中断基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>エネルギー市場のガソリン、灯油及び軽油並びに中京石油市場のガソリン及び灯油先物取引について、各商品のザラバ取引の中心限月取引において、基準値段からサーキットブレーカー幅を加減して得た値幅の上限(又は下限)の値段に買注文(又は売注文)が提示された場合、全限月取引に係る立会の一時中断を行い、一定時間経過後、全限月取引について別表のとおり、基準値段からサーキットブレーカー幅を加減して得た値段の上限(又は下限)を拡大し、取引を継続することとします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現行では、原油・石油製品先物取引においては、原油先物取引を除き、原則、取引時間中に基準値段からサーキットブレーカー幅を加減して得た値幅の上限(又は下限)の値段に買注文(又は売注文)が提示された場合においても、立会の一時</li></ul>

項 目	内 容	備 考
4. 立会外取引等の申出価格の値幅拡大	<p>※ザラバ取引の中心限月取引とは、商品ごとに流動性が最も集中しているものとして当社が指定する限月取引を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー市場の原油、ガソリン、灯油及び軽油並びに中京石油市場のガソリン及び灯油先物取引について、立会外取引の申出を行うことが可能な値幅（価格帯）を拡大することとし、以下の申出価格の値幅に係る計算式におけるパラメーターNを「60」とします。</li> </ul> <p style="text-align: center;">申出価格の値幅 = X ± (Y × N%)</p> <p>(X : ①直近約定値段、①がなければ前営業日の帳入値段、Y : 前営業日の帳入値段)</p>	<p>中断を行っておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本見直しにより、原油先物取引と同様の取扱いになります。</li> <li>EFP (Exchange of Futures for Physicals)、EFS (Exchange of Futures for Swaps)取引も同様とします。</li> <li>現在のパラメーターNは「32」です。</li> </ul>
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、所要の改正を行います。</li> </ul>	

### Ⅲ. 実施時期（予定）

Ⅱ. 1、2及び5の変更及び見直しは、経済産業大臣からの認可が下りることを前提として2021年12月（目途）から、また、Ⅱ. 3及び4については、2022年4月（目途）から施行します。

以 上

別表：サーキットブレーカー幅等の変更点

(変更後)

		通常時	第一次拡大時	第二次拡大時
エネルギー市場	ガソリン	<u>基準値段の</u> <b>30%</b>	<u>基準値段の</u> <b>45%</b>	<u>基準値段の</u> <b>60%</b>
	灯油			
	軽油			
	原油	基準値段の 30%	基準値段の 45%	基準値段の 60%
中京石油市場	ガソリン	<u>基準値段の</u> <b>30%</b>	<u>基準値段の</u> <b>45%</b>	<u>基準値段の</u> <b>60%</b>
	灯油			

(変更前)

通常時	第一次拡大時	第二次拡大時
10,000円	原則拡大しない	原則拡大しない
基準値段の 30%	基準値段の 45%	基準値段の 60%
10,000円	原則拡大しない	原則拡大しない

※基準値段とは前計算区域の帳入値段（ただし、新甫発会限月にあつては、隣接する限月の前計算区域の帳入値段）を指します。